

おりーぶケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社HOTが開設する、おりーぶケアプランセンター（以下「事業者」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- 一 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。
- 二 利用者の意思・人格を尊重し特定の種類や特定の居宅サービス事業者に偏りがないように公正中立に支援を行う。
- 三 当事業所の運営方針の概要等の重要事項については、事業所内に書面掲示するに加え、ウェブ上でも情報の閲覧ができるよう掲載します。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 おりーぶケアプランセンター
- 二 所在地 香川県観音寺市坂本町6丁目5番-30-103号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 4名（常勤2名（内1名管理者と兼務）非常勤2名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 なし。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。また当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介することとし、その事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由について、利用者に説明を行うものとする。
- 三 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表するものとする。(努力義務)
 - 1.前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - 2.前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の、同一事業者によって提供されたものの割合。
- 四 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。また利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。
- 五 居宅サービス計画書原案について、ご利用者・ご家族に、サービス計画の内容について再度確認をさせて頂き、問題なければ同意を得ます。また居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が保険給付額の占める割合及び訪問介護に係る居宅サービス費がサービス費の総額に占める割合が基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画書の妥当性を検討し、当該指定居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届けるものとする。
- 六 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- 七 モニタリング(評価) 月1回以上、利用者の状態及びサービスの状況を確認し、必要なサービスの調整を行う。

- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満 100 円
 - 二 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 200 円
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、観音寺市、三豊市、多度津町、善通寺市、四国中央市、みよし市、（島しょ部除く。）の区域とする。

（苦情処理）

第 8 条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第 9 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

- 第 10 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

高齢者虐待防止委員会責任者 兼 担当者：代表取締役 前川 左地代
構成委員：豊田 純子 尼子 有美 佐野 由美子

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 虐待防止のための指針を整備し、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備も行う。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第12条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(感染症対策)

第13条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組むものとする。

(ハラスメント対策)

第14条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むこととする。

(業務継続計画 BCP)

第15条 事業所において、災害発生時等に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築できるよう取り組むこととする。

(電磁的記録等)

第16条 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること、およびその場合の代替手続きを明示するとともに、様式例から押印欄を削除することができます。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回

2 介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 逡減性の緩和(定員上限の修正) 45名未満

情報通信機器(人工知能関連技術を含む)の活用や事務職員の配置あれば、利用者担当総数の上限が50件未満の改正となりましたが、当事業所においては事務員配置にて居宅支援費I・iiでの算定を変更し、居宅介護支援費(I)(i)の取扱件数についての「45未満」にいたします。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社HOTと、おりーぶケアプランセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6 記録は5年間保存する事とする。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。